

日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査方法

制定 平成 30 年 4 月 2 日農林水産省告示第 741 号

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び同法第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下「認証生産行程管理者等」という。）が行う日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査方法を規定する。

2 日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査

日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が同一の生産の方法によると認められる荷口（以下「生産荷口」という。）ごとに、箇条 3 に掲げる事項の記録（以下「管理記録」という。）を適切に作成及び保管し、当該管理記録に基づき、次に掲げる事項について確認することにより行うものとする。

- a) 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであること
- b) 当該生産荷口に係る生産の方法が **JAS 0001** の 3 に規定する日持ち管理の基準に適合するものであること

3 管理記録

管理記録を次に示す。

- a) ほ場又は作業場の所在地
- b) 生産する切り花の種類
- c) 栽培面積
- d) 作業日及び作業内容
- e) 栽培管理
- f) 採花時の管理
- g) 水揚げ及び前処理の管理
- h) 作業場の管理
- i) 採花から出荷前の管理
- j) 出荷管理
- k) 設備、冷蔵保管する場所及び器具の名称並びに管理方法